

# 公売公告兼見積価額の公告

東大和市公告第7号

令和 8年 6月12日

東大和市長  
和地 仁美

下記により差押財産等の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。  
記

公売財産の種類	不動産		
公売財産、公売保証金及び見積価額	別紙のとおり		
公売方法	期間入札 (別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。)		
公売保証金提供期間	令和8年6月12日から令和8年7月17日まで (指定口座への振り込みに限る。)		
入札期間	令和8年7月10日から令和8年7月17日まで (期間内必着。)		
公売場所	東大和市行政管理部納税課 (定められた様式により、書留による入札に限る。)		
開札日時	令和8年7月22日	10時00分	開札場所 東京都庁第一本庁舎 23階23A会議室
最高価申込者決定日時	令和8年7月22日	10時00分	最高価申込者決定場所 東京都庁第一本庁舎 23階23A会議室
売却決定日時	令和8年8月12日	10時00分	売却決定場所 東大和市行政管理部納税課
代金納付期限	令和8年8月12日	14時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
買受人についての資格その他の要件			

- そ  
の  
他
- この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
  - 公売保証金の提供及び買受代金の納付は、執行機関が指定する金融機関の口座への振り込みに限ります。
  - 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
  - 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
  - 入札価額を訂正したものは無効として取扱います。
  - 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
  - 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、それらの者で期間入札の方法により、次のとおり追加入札を行います。  
入札期間: 令和8年7月29日から令和8年8月5日まで (期間内必着。)  
公売場所: 東大和市行政管理部納税課 (定められた様式により、書留による入札に限る。)  
開札日時: 令和8年8月7日 10時00分  
開札場所: 東大和市行政管理部納税課  
最高価申込者決定日時: 令和8年8月7日 10時00分  
最高価申込者決定場所: 東大和市行政管理部納税課  
売却決定日時: 令和8年8月28日 10時00分  
売却決定場所: 東大和市行政管理部納税課  
代金納付期限: 令和8年8月28日 14時30分
  - 追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
  - 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちにを行います。
  - 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
  - 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
  - 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
  - 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。
  - 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付しますので、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、東大和市長から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。
  - 上記13については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和8年8月12日までに提出してください。
  - 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
  - 本件公売は、国税徴収法及び国税徴収法施行規則の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ、入札等を行うことができません。入札等を行う者は、陳述書等の様式を提出してください。
  - 入札者に国税徴収法第108条第1項各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
  - 売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります
  - 公売公告の内容は、東大和市行政管理部納税課で閲覧できます。
  - 公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記20の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。

配当を受ける者の権利の申出について  
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を東大和市長に申し出てください。  
なお、債権現在額申立書の用紙は東大和市行政管理部納税課に用意してあります。

# 公売公告兼見積価額の公告別紙

(公売財産の名称、数量、性質、所在、公売財産上の賃借権等の権利の内容、見積価額及び公売保証金)

売却区分 番号	G4104号	見積価額	52,550,000円
		公売保証金	5,260,000円

不動産の表示 (不動産登記簿の表示による)

所在 東京都東大和市蔵敷二丁目  
地番 582番1  
地目 宅地  
地積 351.61㎡

不動産の概要

- 第一種低層住居専用地域 指定建ぺい率40% 指定容積率80%  
第一種高度地区 日影規制(一)  
公法上の規制の詳細については、権限のある行政庁に確認のこと。
- 対象物件は、南側で幅員約3.6~4.0mの舗装市道(建築基準法第42条第2項に該当)、西側で幅員約6.0mの舗装市道(建築基準法第42条第1項第1号に該当)にほぼ等高に接面する概ね平坦地である。  
対象物件は、南側舗装市道との接面部分においてセットバックを要する。詳細については、権限のある行政庁に確認を要する。
- 対象物件の利用状況については、令和6年7月5日実施の現地調査時点において、建物の存在は確認されなかった。地形はおおむね平坦であり、雑草及び雑木が繁茂していた。敷地内南側中央付近には、フェンスで囲われた井戸が確認され、所有者への聴取によると、同井戸について、特段の権利設定等はしていないとのことである。
- 対象物件の権利関係について、詳細は不明である。なお、隣接地のうち、地番583番5、583番16及び583番17については、土地開発に際し、令和2年9月16日に対象物件との境界確定測量が実施されている。  
さらに、隣接地のうち、地番582番2、581番及び南側道路部分については、東大和市が令和6年11月6日に対象物件との境界確定測量を行っている。  
対象物件は登記簿上351.61㎡だが、前記東大和市の境界確定測量の結果から算定すると407.38㎡である。
- 対象物件上には、公売対象外の動産類が所在するが、詳細は不明である。
- 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていない。

[住居表示] 東京都東大和市蔵敷2丁目582番1

[最寄駅] 多摩都市モノレール線「上北台」駅

[所在図]



[見取図]



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。



その他事項

公売財産の売却決定は、入札書に記載された入札価額によって行います。